

湯河原ロータリークラブ



WEEKLY REPORT

奉仕を通じて平和を

第 2483回 例会
平成25年3月15日(金)
天候 晴れ
合唱 それでこそロータリー
四つのテスト

会長 山本 明峰

事務所 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716

幹事 石倉 幸久

例会場 静岡県熱海市泉 107 ニューウェルシティ湯河原
TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401
例会日 毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

(佐藤泰文副会長)

本日も所用のため、会長は欠席です。

今年の冬は厳しい寒さになり、雪の多い地方では豪雪となり、雪による被害、除雪費用がかさみ、財政に支障をきたす自治体もあり青森の酸ヶ湯温泉では、観測史上最高の降雪を記録しましたが、時はもう明後日は彼岸の入りです。2・3日の暖かさで桜の開花したところもあります。

彼岸には、ぼた餅を仏様にお供えします。布施の行、いわゆるお布施です。物の価値ではなく、心からの施しです。今、自分のいることの有り難さをご先祖に感謝する日です。向こうの彼岸、こちらの此岸が、一年で一番近づく時です。『己れいまだ渡らざる前に、一切衆生を渡さんと発願し営むなり』心を込めて作りました。どうぞ召し上がって下さい。そして有り難く戴きました、という気持ちが形で表れた姿が『合掌』です。

たかがぼた餅、されどぼた餅、ぼた餅が互いのところを寄せ合う、まさにこれがぼた餅から受けるお布施です。心清らかにしてご先祖様へのご供養いたしましょう。

会葬御礼の挨拶 (常盤章夫会員)

母の葬儀に多くの会員にご会葬頂き、またご丁重なるご厚志を戴き、誠に有り難うございました。

出席報告	ゲスト 2名	ビジター 0名	会員 24名
	欠席 3(免除者 0名)		出席率 87.50%
	前回の修正出席率 95.65%		前々回の修正出席率 91.67%

ゲスト 2名 三井住友信託銀行小田原支店
支店長 山下 孝 様 財務コンサルタント 麻生 隆 様

幹事報告

ガバナーより

- 第3回地区アクトズミーティングへ出席のお願い
日時：平成25年3月31日(日)13:00~
場所：大船学習センター第1集会室
参加者：会長・幹事・新世代関係者・会員
登録料：1,000円
申込締切日：3月25日(月)

米山梅吉記念館より

- 春季例祭のご案内
日時：平成25年4月27日(土)14:00~
場所：米山梅吉記念館ホール
登録料は無料です。
申込締切日：4月15日(月)

ガバナー補佐事務局より

- GSE関係の打合せ会の開催について
日時：平成25年3月19日(火)19:00~
場所：鈴廣 会議室
参加対象者：GSEの関係担当者
- 相洋高校より
- 平成25年度入学式のご案内
日時：平成25年4月7日(日)10:00~
場所：相洋高校体育館
回答期限：3月20日(木)

スマイルBOX

- 会員誕生日 平間章弘君(3月15日)
常盤章夫君 母の葬儀に当たり皆様の御厚志に対し感謝します。
小松雄成君 確定申告が一段落しました。
佐東丈介君 先日、ミュージカル「ノートル・ド・パリ」を見て心のリフレッシュをしてきました。

三井住友信託銀行(株)小田原支店長 山下孝様
『信託とは』

石川博会員の招きで、大学の後輩にあたる信託銀行の山下支店長に田舎では馴染みの少ない信託についてご講演を頂きました。会員全員が分厚い資料を頂いて説明を受けましたが、紙面の都合でその一部のみご披露させていただきます。

まず、信託銀行では、預金や投資信託、年金保険、住宅ローンといった普通銀行が取り扱う商品に加え、不動産や遺言信託・遺産整理業務といった信託銀行ならではの商品・サービスを取り揃え、お客様一人おひとりのニーズを汲み取ったコンサルティングを提供することで、お客様の大切な財産をお守りし、豊かな暮らしを応援します。

遺言信託

遺言の作成にあたっての相談から、遺言書の保管・遺言の執行に至るまで、責任をもってお引き受けします。

手数料など

〈お申し込み時〉基本手数料【執行コース】

315,000円

【保管コース】

525,000円

〈遺言書保管中〉遺言書保管料：毎年6,300円

〈遺言 執行時〉遺言執行報酬：当社規定の報酬
(執行コースのみ)

最低報酬額：1,050,000円
(全て消費税等込み)

遺産整理業務

家族に万一のことがあった場合に、相続人やいさんの確定、遺産分割など、お客様に代わって遺産相続のお手伝いをします。相続手続きに不慣れな方、ご多忙で時間に余裕のない方に代わり、親身になってサポートします。

手数料

〈遺産整理業務終了時〉当社所定の手数料

最低手数料額：1,050,000円
(消費税込み)

その他、信託銀行ならではの業務として、不動産仲介業務、土地有効利用コンサルティングがあります。

『平成25年度税制改正について』

・増税としては

- ① 消費税率の引き上げ
- ② 相続税の基礎控除の引き下げ
- ③ 相続税の税率構造の見直し
- ④ 最高税率の引き上げ
- ⑤ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得の税率20%等があります。

・減税としては

- ① 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- ② 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
- ③ 小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例の拡充
- ④ 相続税の未成年者控除・障害者控除の引き上げ
- ⑤ 贈与税の税率構造の緩和等の見直し
- ⑥ 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大
- ⑦ 住宅ローン減税の拡充
- ⑧ 日本版ISA導入等があります。

『これからの相続対策・贈与について』

- ① 「相続対策＝我が家には無関係」と思っていないせんか
- ② 相続対策を考える
 - (1) 相続対策の分類
 - (2) 資産の把握が第一歩
 - (3) 上手に遺すための留意事項
- ③ 次の世代へ想いを遺す～遺言という方法～
- ④ 遺言がなかった場合は？
- ⑤ 事例 (解決編)
- ⑥ 贈与について考える (教育資金贈与の非課税措置の創設)

【贈与について基本的な考え方】

～ご自身の資産の把握～ 1 ご自身と配偶者の老後資金が確保されている 2 (相続税がかかる場合) 納税資金が確保できている。⇒ 1 「次世代に早く資産を渡したい」と考えている。(例) 住宅資金の贈与・教育資金の贈与 2 相続税の負担が大きいことが考えられる⇒贈与の検討

【教育資金贈与の非課税】

教育資金 (子・孫1人につき) 最大1,500万円まで※受贈者は30歳未満の者に限る⇒金融機関(信託銀行等)※平成25年4月1日～平成27年12月31日⇒入学金・授業料⇒学校等(学校以外は500万円が限度)※払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出